

合併号

2003年2月発行

- ◆ 第17回猪名川部会
- ◆ 第20回淀川部会
- ◆ 第20回琵琶湖部会

各部会ともに、流域委員会の提言作成に向けた最終の意見交換を行いました。
各部会で議論された内容には共通の項目も多いため、今号は3部会のニュースを合併した部会ニュース合併号となっています。

淀川水系 流域委員会 部会ニュース

<http://www.yodriver.org>

CONTENTS

第17回猪名川部会の内容	P.1
第20回淀川部会の内容	P.5
第20回琵琶湖部会の内容	P.9
淀川水系流域委員会 提言(案)修正案021129版)より	P.15
委員リスト	P.21
これまで開催された委員会および部会等について	P.23
当日資料の閲覧・入手方法	P.24

平成14年12月12日(木)開催
第17回猪名川部会



【天満研修センターにて】

平成14年12月13日(金)開催
第20回淀川部会



【京都リサーチパークにて】

平成14年12月14日(土)開催
第20回琵琶湖部会



【ピアザ淡海にて】

第17回猪名川部会の内容

10名の委員が出席して、審議が行われました。委員会および委員会WGからの報告が行われたあと、最終提言作業部会のリーダーより提言(案)について説明があり、意見交換が行われました。その後、一般傍聴者からの意見聴取に関連して、主にダム問題に関して委員から意見が出されました。

また、河川管理者より、河川整備計画原案策定に向けた検討の経過をとりまとめた資料について説明が行われました。

第17回猪名川部会(2002.12.12開催)結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時：2002年12月12日(木) 17:00～19:45

場所：天満研修センター 205ホール

参加者数：委員10名(うち1名は部会長の要請により参加)、河川管理者10名、一般傍聴者84名

1 決定事項

- ・特になし。

2 審議の概要

委員会および各部会の状況報告

資料1-1「委員会および各部会、WGの状況」をもとに活動状況等について報告が行われた。

提言(案)に関する意見交換

今本委員(最終提言作業部会リーダー)より、資料2-2「淀川水系流域委員会 提言(案)(修正案021129版)」及び資料2-2補足「提言案021113版から021129版への主な修正点について」をもとに説明が行われた後、意見交換が行われた。主な意見は下記のとおり。

(ア) 治水について、住民が参画した整備区間の優先順位の設定、現状の治水安全度の情報開示と周知を付け加えて欲しい。

(イ)「2-3 利水の現状と課題」について、「住民の大半が猪名川の水に依存していない」との表現は不適切ではないか。

下流部では、飲料水を猪名川ではなく淀川に依存しているところが多いという意味であるが、少なくとも農業用水の猪名川への依存度は高いと考えられるので、「住民の大半」という表現は改めたい。(最終提言作業部会リーダー)

・猪名川の自然に対する住民の認識に関して、「1-4 猪名川流域の特性」と「2-4 河川利用の現状と課題」の記述内容に整合が取れていない。

・猪名川に関する記述部分は、全体に内容が薄く修正すべき点が多いと感じる。

・猪名川に関する記述は中間とりまとめが元になっている。修正意見を25日までに提出頂ければ、できるだけ反映したい。(最終提言作業部会リーダー)

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者4名から、「提言(案)に対する委員意見の採択方法に関する委員意見について議論すべき」、「周辺の土地利用の変化も踏まえ余野川ダム計画の見直しが必要」、「計画・工事中のダムに対する記述も含めるべき」等の発言があり、主としてダムについて下記意見が出された。

- ・「計画・工事中のダム」について何も触れないのは違和感がある。(委員)
- ・「新規」計画・工事中」を区別して記述せず、計画・工事中のダムが原案の中で具体的に示された段階で提言に示す「ダムのあり方」に基づいて検討すれば良いと考えている。区別して記述してもしなくても内容に変わりはない。(委員)
- ・現在の記述が「計画・工事中」も含んでいることが委員間で一致しているかが問題。(一般傍聴)

3 その他(今後の進め方等について)

・資料3「今後の進め方および会議開催日程について」をもとに、庶務より、提言(案)とりまとめと河川整備計画について、今後予定されている進め方について説明が行われた。

・資料4「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」について、河川管理者(近畿地方整備局)より、資料の位置付けや見方について以下の説明が行われた。

- ・本資料は河川整備計画原案ではない。河川整備計画策定に向けた検討の経過をとりまとめた現状報告である。1月24日に行う原案(第一次素案)の説明に向けてご一読をお願いしたい。
- ・検討の流れに沿って、表の左の列から、課題 方針 具体の整備内容、の順に並べている。

4 主な説明と意見交換の内容

提言に関する意見交換

今本委員(最終提言作業部会リーダー)より、資料2-2「淀川水系流域委員会 提言(案)(修正案021129版)」及び資料2-2補足「提言案021113版から021129版への主な修正点について」をもとに説明が行われた後、意見交換が行われた。

<提言案021113版から021129版への主な変更点>

・目次構成を環境 治水 利水 利用という順序に変更し、それに伴って環境等について書き出し等の文章を修正した。河川法改正にともない、環境を重視しようというスタンスである。

・「3-3 新たな治水の理念」では、水害による壊滅的被害の回避に加え、水害の危険のあるところは治水安全度を高めること、自然環境を考慮した治水を行うことについても記述を加えた。

・「4-6 ダムのあり方」についてはダム建設について「原則として抑制する」という記述を採用した。「流域住民」という記述を「住民団体・地域組織を含む住民」という記述に改めた。計画・工事中のダムについての記述を削除したが、これはいかなるダムにも「4-6 ダムのあり方」を適用するという考え方に基づく。

・「4-8 淀川河川整備計画策定・推進にあたって河川管理者が行うべき施策」に関する記述を新たに加えた。この部分は021129版ではじめて出した部分なので、意見を頂きたい。

・この内容については同意できないという意見を少数意見として出して欲しい。あわせて表現等への修正意見も出して頂ければ、できるだけ対応したい。

意見交換

・「順応的」という言葉が各所に見られ、それらの言葉の捉え方をどう考えるかという意見が以前からあったが、対応はどうなっているのか。

各執筆担当者と相談のうえ、場所によっては「弾力的に対応する」などの言葉に書き改めたい。

・高規格堤防の構築には多額の経費を要するが、具体的な工事の優先順位をどうするのか。住民参加を訴えている提言なのだから、優先的に工事を行う場所についても住民の意見を反映した形とするなど、段取りに関することも書き加えたほうがよいのではないかと。また、破堤の輪廻が起こっている原因として、治水安全度が向上し被害が軽減した結果として、住民が十分に治水安全度を知らされていないこともあると思われるため、河川区間ごとの現在の治水安全度に

ついでの情報開示に関する文を加えるべきである。

- ・猪名川流域の特性や現状に関する記述部分は、全般に内容が薄く、修正すべき点が多いと感じる。例えば環境面で、これまでの河川整備の中で河道改修により、切り離され残された区間が、現在では貴重な緑や親水空間になっていることも加えてはどうか。
- ・猪名川の自然に対する住民の認識に関して、「1-4 猪名川流域の特性」と「2-4 河川利用の現状と課題」の記述内容に整合が取れていない。
- ・「2-3 利水の現状と課題」で、「流域住民の大半が猪名川の水に依存していない」との表現は不適切ではないか。

猪名川ではなく淀川から取水した水を飲んでいる住民が多いとの意味であったと思う。

阪神間の住民を考えると、猪名川の流域に近くありながら、淀川から水を引いているというイメージがあったので、「猪名川だけに依存していない」という感じで捉えていた。

感覚的な話で申し訳ないが、上流に比べると、下流では淀川からのものがかなり多いと思うので、上下流での違いもあると思う。(河川管理者)

同じ所に「大半の住民は渇水被害の経験が少なく」とあるが、農民にとっては、渇水は毎年のように起こっている。「大半の」という表現は不適切ではないか。

下流部では、飲料水を猪名川ではなく淀川に依存しているところが多いという意味であるが、少なくとも農業用水の猪名川への依存度は高いと考えられるので、「住民の大半」という表現は改めたい。(最終提言作業部会リーダー)

- ・「4-7 住民参加のあり方」の中に、「住民活動団体」という表現があるが、「4-6 ダムのあり方」のところにも同じような記述があるので、同じ内容を示しているのであれば、同じ文言を統一する方がよいのではないか。

4-7、4-8の執筆担当者と調整中である。(最終提言作業部会リーダー)

- ・「4-7(2) 住民団体・地域組織等との連携」の部分については、実際にその仕組みを作り上げるためには、NPO等の立ち上げを実施する具体的団体や組織の位置づけを考えないと具体化するの難しいのではないか。
- ・猪名川に関する記述は中間とりまとめが元になっている。修正意見を25日までに提出頂ければ、できるだけ反映したい。(最終提言作業部会リーダー)

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者4名から発言があり、主にダムの問題に関して委員から意見が出された。

- ・資料2-4の最後に、委員から、提言素案への委員意見の採用に関する意見(注)が掲載されているが、この意見について今ここで議論すべきではないか。(一般傍聴)

注) 寄せられた委員の意見のうち、2:1で明らかに少数となっている方の意見が採用されている部分があるが不自然ではないか、と言う意見。

この部分は最終提言作業部会で審議した結果、この表現を採用した。(最終提言作業部会リーダー)
単に意見を出している委員のみがそう考えているだけでなく他の委員も同様な意見を持っている場合もあるので、重要な論点については全委員に対して意見照会やアンケート等を行うことも考えて欲しい。(委員)

- ・計画・工事中のダムについては、河川管理者から整備計画原案が提示された後に検討されることだが、余野川ダムについては、20～30年先を見据え、周辺の土地利用のあり方と水需要の予測を十分に再精査して、慎重にご検討いただきたい。(一般傍聴)

「計画・工事中のダム」について何も触れないのは違和感がある。なぜ、記述しないのか、そう決まった経緯を知らせないと、傍聴者も納得できないのではないか。(委員)

"ダムはできるだけ避ける"というスタンスを取ることが委員会の総意と思っている。「計画・工事中」といってもどの段階をもって計画というのか明確でない面もあるので、ここでは敢えて「新規」と「計画・工事中」のダムを区別して記述せず、計画・工事中のダムが河川整備計画原案の中で具体的に示された段階で提言に示す「ダムのあり方」に基づいて検討すれば良いと考えている。新規ダムと計画・工事中のダムを区別して記述してもしなくても"ダムはできるだけ避ける"内容に変わりはない。(最終提言作業部会リーダー)

計画・工事中のダムについてはこれから委員会で検討するのだから、これからダムを計画するのなら、まずこういうプロセスを踏むべきである、ということを提言することが重要と考えたので、計画・工事中のダムについての文言を盛り込むことにはこだわらない、と考えた。(委員)

これまでに計画中のダムの説明を河川管理者から受けてきたし、提言の中でも、一部、「計画・工事中のダム」の存在が示されている。やはり、提言の中に含めるべきではないか。(委員)
「計画・工事中」のダムについても記述すべき。普通に読むと将来的なことが書かれてあるように読める。

各流域の特性のところ、計画・工事中のダムとして余野川に余野川ダムがある」とはっきり書かれている。ダムのあり方のところで計画・工事中のダムを除外するには、少数意見かもしれないが反対したい。

ダムのあり方に関する現在の記述は、「計画・工事中」も含んでいると読めるが、そのことが委員間で一致しているかが問題ではないか。また、この提言の内容を受けて計画・工事中のダムの計画が見直されるのであれば、その方向がはっきりするまではダム建設の工事をストップさせるという保証がほしい。整備計画を議論している間にどんどん工事が進んでしまうことがあれば流域委員会の議論が無意味になってしまう。(一般傍聴)

この提言のダムのあり方を参考として余野川ダムを考えると河川管理者は受け取っているのか。それによっては計画・工事中のダムの議論は変わると考えている。(委員)

提言や部会の議論を受けて、河川整備計画をこれから考えていく。(河川管理者)

- ・尼崎市では、水需要予測を見直す方向で進んでいる。また、余った工業用水を活用することで、余野川ダムや丹生ダムに依存する計画を見直せないかという検討が内部的ではあるが行われると思っている。尼崎市の水需要を見直すだけで、例えば余裕量を10%見たとしても余野川ダムの貯水量が見直せると思うので、提言についてもそのあたりの数字までもう少し踏み込んだ内容にしていきたい。(一般傍聴)

- ・余野川ダムは、一庫ダムと比較してほぼ同程度のコンクリートを使うが、総貯水量は53%に過ぎないなど投資効率の悪いダムではないか。余野川ダムに投資する費用を総合治水に回すべきである。(一般傍聴)



説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

第20回淀川部会の内容

15名の委員が出席して、審議が行われました。委員会および委員会WGからの報告が行われたあと、最終提言作業部会のリーダーより提言(案)について説明があり、ダムにあり方に関する部分を中心に意見交換が行われました。また、庶務より今後の進め方について説明があった後、河川管理者より、河川整備計画原案策定にむけた検討の経過をとりまとめた資料について説明が行われました。

第20回淀川部会(2002.12.13開催)結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時：2002年12月13日(金) 13:30~16:40

場所：京都市サテライトパーク4号館地下1階 バズホール

参加者数：委員15名(うち1名は部会長の要請により参加)、河川管理者19名、一般傍聴者147名

1 決定事項

- ・特になし。

2 審議の概要

委員会および各部会の状況報告

資料1-1「委員会および各部会、WGの状況」をもとに、活動状況等について報告が行われた。

提言(案)に関する意見交換

今本委員(最終提言作業部会リーダー)より、資料2-2「淀川水系流域委員会 提言(案)修正案021129版」及び資料2-2補足「提言案021113版から021129版への主な修正点について」をもとに説明が行われた後、意見交換が行われた。主な意見は下記のとおり。

<4-6 ダムのあり方について>

- ・「抑制する」という言葉は一般にはわかりにくく、不明確。「建設しない」「採用しない」などとはっきり書くべき。(同様の意見が大半の委員から出された)
- ・ダムを抑制する理由に、ダムの環境的影響だけでなく社会的影響についても記述すべき。
- ・計画・工事中のダムに関して、幅広い解釈を許すような記述は避けたほうがよい。2、30年後まで考え、誰が読んでも誤解の生じない記述にすべきである。

委員より、「部会としての意見をまとめるべきでは」との提案があり、「抑制するという表現は上記の意見をもとに修正する」「計画・工事中のダムについても記述すべき」といった方向性が部会場で確認された。なお、部会長から「正式には個々の委員が文書にして提出頂きたい」旨の要請があった。

<4-5 河川利用計画のあり方>

- ・4-15頁の「魚が減れば、稚魚等を放流して漁業を成立させるといった考え方を改め」という記述を削除したい。現実として、放流しなければ内水面漁業は成り立たない。
稚魚を放流しなくとも、漁業が成り立つような河川環境に戻していかなければならない。表現を修正する余地はあるが、記述そのものは残しておくべきだ。

一般からの意見聴取

一般傍聴者4名から、「自然のダムである琵琶湖の存在が、京都、大阪の発展を導いた。そのような点からダムは必要である」、「個々のダム計画を精査頂きたい」、「湯水地域に余剰水を回すシステム構築が必要」、「提言は偏った自然保護観の押し付けである」等の発言があった。

3 その他(今後の進め方等について)

- ・資料3「今後の進め方および会議開催日程について」をもとに、部会長より、提言(案)とりまとめと河川整備計画について、今後予定されている進め方について説明が行われた。
- ・資料5「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」について、河川管理者(近畿地方整備局)より、資料の位置付けや見方について以下の説明が行われた。
・本資料は河川整備計画原案ではない。河川整備計画策定に向けた検討の経過をとりまとめた現状報告である。1月24日に行う原案(第一次素案)の説明に向けてご一読をお願いしたい。
- ・検討の流れに沿って、表の左の列から、課題 方針 具体の整備内容、の順に並べている。

4 主な意見

提言に関する主な意見交換

最終提言作業部会リーダーである今本委員より、流域委員会提言(案)修正案021129版)の修正点を中心に説明が行われ、続いて意見交換が行われた。

<提言案021113版から021129版への主な変更点>

- ・目次構成を環境 治水 利水 利用という順序に変更し、それに伴って環境等について書き出し等の文章を修正した。河川法改正にともない、環境を重視しようというスタンスである。
- ・「3-3 新たな治水の理念」では、水害による壊滅的被害の回避に加え、水害の危険のあるところは治水安全度を高めること、自然環境を考慮した治水を行うことについても記述を加えた。
- ・「4-6 ダムのあり方」についてはダム建設について「原則として抑制する」という記述を採用した。「流域住民」という記述を「住民団体・地域組織を含む住民」という記述に改めた。計画・工事中のダムについての記述を削除したが、これはいかなるダムにも「4-6 ダムのあり方」を適用するという考え方に基づく。
- ・「4-8 淀川河川整備計画策定・推進にあたって河川管理者が行うべき施策」に関する記述を新たに加えた。この部分は021129版ではじめて出した部分なので、意見を頂きたい。
- ・この内容については同意できないという意見を少数意見として出して欲しい。あわせて表現等への修正意見も出して頂ければ、できるだけ対応したい。

<4-6 ダムのあり方>

- ・淀川部会の中間とりまとめ(「ダムは原則として採用しない」)からトーンダウンしている。
提言(案)では、「原則として抑制する」としており、さらに「考える全ての実行可能な代替案の検討を行い、住民の社会的合意が得られた場合にのみ実施するものとする」となっている。中間とりまとめからトーンダウンしているとは思っていない。
「抑制する」という言葉は一般にはわかりにくい。明確に「建設しない」「採用しない」と書くべきである。

くべきである。

提言(案)では「抑制するものとし、」以下にも文章が続いているため、トーンが弱まっている。ここでははっきりと「採用しない」と言い切る形にして欲しい。

- ・計画・工事中のダムに関しても、「原則として抑制する」という視点から、明確に記述しておく必要はないか。現在のままでは、誤解が生じる恐れがある。

計画・工事中のダムに関しては、河川整備計画として流域委員会に諮問されるため、その段階で議論すればよいのではないか。

計画・工事中のダムに関して、幅広い解釈を許すような記述は避けたほうがよい。2、30年後を考えて策定する計画なので、誰が読んでも誤解の生じない記述にすべきである。

提言(案)21129版の「4-6 ダムのあり方」の記述が及ぶ範囲は限定されていないため、新規のダムだけでなく、計画・工事中のダムも含まれていると考えるべきだ。この表現に関する解釈を委員の統一見解として確定させておけば、提言(案)を修正する必要はないだろう。

委員より、「部会としての意見をまとめるべきでは」との提案があり、「抑制するという表現は上記の意見をもとに修正する」「計画・工事中のダムについても記述すべき」といった方向性が部会の場で確認された。なお、部会長から「正式には個々の委員が文書にして提出頂きたい」旨の要請があった。

- ・ダム建設を原則として抑制する理由として、自然環境への影響があげられている。しかし、ダムは自然環境を破壊するだけではなく、地域社会を分断・崩壊させ、歴史・文化やコミュニティをも消滅させてしまう。ダムを抑制する理由として、ダムが与える社会的影響についても記述すべきである。

これまでの大型公共事業は地域社会の犠牲の上に成り立ってきた側面がある。河川管理者から提出された「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料(第1稿)」(資料5)にも、ダム建設に伴う社会的影響について記述されている。流域委員会としてこの問題を深く認識した上で、提言に記述すべきである。

- ・長野県で脱ダム宣言がされているが、ダムの代替を森林に求める場合には、その中の何%がしっかりとした森林土壌を持っているかということ把握してから判断すべき。適切な森林土壌が水源涵養機能に繋がる。緑があれば大丈夫という虚像を抱かないようにして頂きたい。
- ・森林の保水力には限界があると思うが、豊かな林相をつくりあげることが川にとっても重要だと認識している。

< 4-5 河川利用計画のあり方 >

- ・4-15頁の「魚が減れば、稚魚等を放流して漁業を成立させるといった考え方を改め」という記述を削除したい。内水面漁業が衰退したのは、堰やダムによって河川の連続性が阻害されたことに原因がある。この記述は理屈としては理解できるが、将来、短期間で河川の連続性が回復されなければ、放流なしでは内水面漁業は成り立たないのが現実である。

稚魚を放流しなくとも、継続的に漁業が成り立つような河川環境に戻していきたいという趣旨である。表現を修正する余地はあるが、記述そのものは残すべきである。

< その他 >

- ・提言(案)には、定義の曖昧な言葉が用いられている(「関係住民」や「委員会」等)。作画的に読み替えられないよう、整理する必要がある。

- ・今後、提言として書かれている「あるべき姿」とそれを実現するための「プロセス」に乖離が生じてくるだろう。だからこそ、提言で「あるべき姿」を明確に示し、「プロセス」を関係者間で調整していくことが大切である。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者4名から、提言(案)について、意見が出された。

- ・三重県青山町の町議会で「川上ダムの治水目的がなくなった」との発言があった。また、地元の一部では、利水面での必要性に関して疑問の声があがっている。今後の流域委員会では、個々のダム計画について具体的に精査頂きたい。

- ・自然のダムである琵琶湖の存在が、京都、大阪の発展を導いた。そのような点からダムは必要である。

- ・淀川水系では、琵琶湖総合開発以降、利水安全度は高まっており、水余りの状態にあると言える。一庫ダムのように枯渇寸前のダムもあるが、こういった渇水地域に余剰水を回すシステム構築が必要である。

- ・川と人間の生活は密接に関わっている。提言では、川というものが人間とは違う世界、違う次元で流れていると考えているのではないか。また、川に対する期待にはさまざまなものがあり、本来の川の姿は1人1人異なるものである。本来の川の姿に戻せと言うのではなく、川に対する様々な期待を調整するのが委員会の役目ではないか。提言は偏った自然保護観を押し付けている。



説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

第20回琵琶湖部会の内容

14名の委員が出席して、審議が行われました。委員会および委員会WGからの報告が行われたあと、最終提言作業部会のリーダーより提言(案)について説明があり、ダムのある方や住民意見聴取・反映に関する提言等について意見交換が行われました。また、庶務より今後の進め方についての説明があった後、河川管理者より、河川整備計画原案策定にむけた検討の経過をとりまとめた資料について説明が行われました。

第20回琵琶湖部会(2002.12.14開催)結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時：2002年12月14日(土) 13:30~16:40

場所：ピアザ淡海 3階 大会議室

参加者数：委員14名(うち1名は部会長の要請により参加)、河川管理者16名、一般傍聴者79名

1 決定事項

- ・特になし。

2 審議の概要

委員会および各部会の状況報告

資料1-1「委員会および各部会、WGの状況」をもとに活動状況等について報告が行われた。

提言(案)に関する意見交換

今本委員(最終提言作業部会リーダー)より、資料2-2「淀川水系流域委員会 提言(案)(修正案021129版)」及び資料2-2補足「提言案021113版から021129版への主な修正点について」をもとに説明が行われた後、意見交換が行われた。また、4-7、4-8については三田村委員(一般意見聴取WGリーダー)より、節構成の変更予定について説明が行われた。主な意見は下記のとおり。

<4-6 ダムのある方について>

- ・昨日の淀川部会では、「原則として抑制」という表現を修正せよ、という意見が圧倒的に多かった(淀川部会でも出された意見等をもとに該当部分を「原則として建設しない」とした他、数カ所に修正を加えた私案を配布して説明)。(最終提言作業部会リーダー)
- ・私案の修正方向を指示する意見が数名の委員から出された。
 - ・「建設しない」という表現の方が明確でわかりやすい。どうしても必要である場合の手続きについても示されているので良いと思う。
 - ・今後の日本へのインパクトを考えると私案のように言い切るべき。
 - ・「3-2 新たな河川環境の理念」を受けて考えると、ダムはまずはずつとつくりたくない、としてその理由、その後に現実的な対応を書く修正試案の考え方がわかりやすい。
 - ・望ましい河川のある方を提言するのに、「抑制」という言葉は、本来ダムが一番だが制約があるから避けると言う意味にとれるため、適切でない。

- ・始めから一つの案を除外してしまうのは科学的方法ではない。ダムは現在の治水対策で有効な方法の一つだ。代替案の一つとして残すためにも現在の表現である「できるだけ抑制する」にしてほしい。
- ・「計画・工事中のダム」についても記述すべき。過去、突然上から決められたダム計画によって地域社会が崩壊した。今、また突然の中止が起これば再度社会が崩壊する。それを避ける配慮が必要。

<その他の箇所について>

- ・4-15ページの「魚が減れば、稚魚等を放流して漁業を成立させるといった考え方を改め」という記述を修正したい。現実として、放流しなければ内水面漁業は成り立たない。
- ・「2-3 利水の現状と課題」のなかの「湧水頻発化の傾向」という記述が、琵琶湖の低水位と湧水が混同されているために分かりにくい表現になっている。修正案を出したい。
- ・水利権は利水の根本原則であり、今後はこの原則の見直しが必要だと思う。「4-5 河川利用計画あり方」ではなく、ぜひ「4-4 利水計画のあり方」で水利権問題の検討の必要性を記してほしい。

一般意見聴取・反映について

資料3「部会におけるこれまでの意見聴取・反映に関する取り組みについて」をもとに、今後の一般意見聴取の試行について、意見交換が行われた。その結果、各委員や傍聴者に一般意見聴取の良策を文書で庶務に提出してもらうこととなった。

一般からの意見聴取

一般傍聴者1名から、「グライダーは環境に負荷が少ない河川利用である」旨の発言があった。

3 その他(今後の進め方について)

- ・資料4「今後の進め方および会議開催日程について」をもとに、庶務より、提言(案)とりまとめと河川整備計画について、今後予定されている進め方などの説明が行われた。
- ・資料5「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」について、河川管理者(近畿地方整備局)より、資料の位置付けや見方について以下の説明が行われた。
- ・本資料は河川整備計画原案ではない。河川整備計画策定に向けた検討の経過をとりまとめた現状報告である。1月24日に行う原案(第一次素案)の説明に向けてご一読をお願いしたい。
- ・検討の流れに沿って、表の左の列から、課題 方針 具体の整備内容、の順に並べている。
- ・次回以降の部会として来年1月下旬~2月上旬と、2月下旬~3月上旬にそれぞれ1回を予定する。

4 主な意見

最終提言に関する意見交換

最終提言作業部会リーダーである今本委員より、提言案021113版から021129版への修正点を中心に説明が行われた後、提言に関する意見交換が行われた。また、4-7、4-8章については三田村委員(一般意見聴取WGリーダー)より説明があった。

< 提言案021113版から021129版への主な変更点 >

- ・ 目次構成を環境 治水 利水 利用という順序に変更し、それに伴って環境等について書き出し等の文章を修正した。河川法改正にともない、環境を重視しようというスタンスである。
- ・ 「3-3 新たな治水の理念」では、水害による壊滅的被害の回避に加え、水害の危険のあるところは治水安全度を高めること、自然環境を考慮した治水を行うことについても記述を加えた。
- ・ 「4-6 ダムのあり方」についてはダム建設について「原則として抑制する」という記述を採用した。「流域住民」という記述を「住民団体・地域組織を含む住民」という記述に改めた。計画・工事中のダムについての記述を削除したが、これはいかなるダムにも「4-6 ダムのあり方」を適用するという考え方に基づく。
- ・ 「4-7 住民参加のあり方」の「(3)関係団体、自治体、他省庁との連携」については、充実し節として独立させる予定。
- ・ 「4-8 淀川河川整備計画策定・推進にあたって河川管理者が行うべき施策」に関する記述を新たに加えた。この部分は021129版ではじめて出した部分なので、意見を頂きたい。
- ・ この内容については同意できないという意見を少数意見として出して欲しい。あわせて表現等への修正意見も出して頂ければ、できるだけ対応したい。

主な意見交換

< 2-1 河川環境の現状と課題 >

- ・ 生物生態系およびその機能を損なう主要な原因の一つとして、提言(案)の021113版では「固有種、希少種、猛禽類、河川特有の植生等の減少、外来種の増加」と記されていたが、修正案の021129版では「外来種の増加」と修正されている。固有種等の減少は事実で、外来種の増加だけを記すのはバランスが悪いと考える。両方記述すべき。

原因の記述に絞るという意味で、外来種の増加だけを残した。

元の記述にある「減少」とは、種数の減少を指すのか。それとも現存量の減少なのか。

一部の固有種については明らかに生息個体数が減っているのだから、生息個体数という言葉を入れた修正案を出したい。

元の記述の「固有種、希少種、猛禽類、河川特有の植生等の減少」は結果であり原因でもあるので記述に含めるべき。

生物生態系という表現もここでふさわしい表現か疑問。

< 2-3 利水の現状と課題 >

- ・ 2-5ページに「1918年から2001年までの84年間に8回、1978年から2001年までの24年間に6回の渇水が発生するなど、渇水頻発化の傾向が見られる」と記述されているが、参考資料1で一般の方から寄せられている意見を見ると、最近渇水が頻発に発生しているかどうか疑問に感じた。もう少しわかりやすく書くべき。

「渇水頻発化の傾向」という記述が、琵琶湖の低水位と渇水が混同されているために分かりにくい表現になっている。修正案を出したい。

< 4-5 河川利用のあり方 >

- ・ 4-15ページの「魚が減れば、稚魚などを放流して漁業を成立させるといった考え方を改め」という記述を訂正したい。現実として、放流しなければ内水面漁業は成り立たない。

明治以降の内水面漁業は放流なしには成り立たなかった面があるので、その意見に賛成する。

「魚の数が減ればとにかく入れればいい」という安易な考え方は改めるべき、という考えを文章として残すべきだ。表現を少し変えても残す方がよいと思う。

- ・ 水利権は利水の根本原則であり、今後はこの原則の見直しが必要だと思う。4-5「河川利用計画のあり方」ではなく、ぜひ「4-4 利水計画のあり方」で水利権問題の検討の必要性を記すべき。文章で提出したい。

< 4-6 ダムのあり方 >

- ・ 昨日の淀川部会では、「原則として抑制」という表現を修正せよ、という意見が圧倒的に多かった（淀川部会で出された意見等をもとに該当部分を「原則として建設しない」とした他、数カ所に修正を加えた私案を配布して説明）。（最終提言作業部会リーダー）

- ・ 私案の修正方向を支持する意見が数名の委員から出された。

・ 「建設しない」という表現の方が一般の人に対しても明確でわかりやすい。どうしても必要である場合の手続きについても示されているので良いと思う。

・ 今後の日本へのインパクトを考えると私案のように言い切るべき。

・ 「3-2 新たな河川環境の理念」を受けて考えると、ダムはまずはつくらない、としてその理由、その後に現実的な対応を書く修正私案の考え方がわかりやすい。

・ 望ましい河川のあり方を提言するのに、「抑制」という言葉は、本来ダムが一番だが制約があるから避けるという意味にもとれるため、適切でない。

- ・ 始めから一つの案を除外してしまうのは科学的方法ではない。ダムは現在の治水対策で有効な方法の一つだ。代替案の一つとして残すためにも現在の表現である「できるだけ抑制する」にしてほしい。

・ 「計画・工事中のダム」についても何らかの記述をすべき。過去、突然上から決められたダム計画によって地域社会が崩壊した。今、また突然の中止が起これば再度社会が崩壊する。それを避ける配慮が必要。

・ 例えば、工事をやめる場合の仕組みや住民への対応についても記述が必要ではないかと思う。

・ 我々はダム建設を全部止めるべきと言っているわけではない。提言では、「ダムはどうしても必要なら建設するが、これまでとは価値判断の仕方が変化した」旨を明確にすれば良いと思う。

住民意見聴取・反映に関する提言に関する意見交換

資料3「部会におけるまでの意見聴取・反映に関する取り組みについて」をもとに、これまでに実施された一般意見聴取の試行や今後の取り組みについて説明がなされ、意見交換が行われた。

- ・ 委員会の一般意見聴取WGにおいて住民意見の聴取・反映についてとりまとめた一部が提言案のなかに含まれているが、別途3月末を目途に小冊子としてとりまとめを行う予定にしている。それにあたり、河川管理者が実施すべき住民意見聴取方法の記述について悩んでいる。冊子が良いものとするためにも、琵琶湖部会においても住民意見聴取試行の会を行い、どんな方法が適しているのか検討したい。これまでの試行に対する意見などお聞かせ頂きたい。（一般意見聴取WGリーダー）

- ・ 30年後の整備計画にあたっては、その時代の当事者である現代の子どもたちの意見を聞くことが大事だろう。ただ、会議に出てくる子どもは大人の意見をそのままなぞる子どもが多いなど、子どもから意見を聴くのは難しい。

私たちは子どもの意見が本物かどうかを見抜く力を持っていない。本当の声を聞き取るには

どうすればよいか。アイデアがあれば教えてほしい。(一般意見聴取WGリーダー)

どうやって価値のある意見や情報を頂くかはとても難しい。悩みながら試行してみるしか無いのでは。

- ・意見を「聴く」ことで一番気になっているのは、「言わない人から聴く」ことをどうすればよいか、という点。会議に参加されている人は、非常に積極的に発言するという意味ではごく一般的な住民とはやや異なるのではないかと個人的には考えている。何かアイデアがあれば教えてほしい。(一般意見聴取WGリーダー)

ものを言わない人にどうやって話してもらうかについては、写真や地図を使う、現場に行く、など幾つかの手法がある。

- ・住民意見聴取の際、対象とする住民の範囲を決めておく必要がある。
- ・いろいろな方法を試してみる以外に手が無いと思っている。極端なものでも良いので委員がそれぞれ1案ずつくらい出してみてもどうか。やってみる、ということがあっても良いと思っている。(部会長)

意見聴取に関するさまざまな意見を皆様からいただき、それらを集約したうえで、できるだけ早めに試行の会を開くことが良いかと思う。(一般意見聴取WGリーダー)

委員をはじめ、会議を傍聴している人も、意見聴取の良策を意見として寄せてほしい。(部会長)

一般傍聴者からの意見聴取

グライダースポーツは高水敷に施設を作らず、既存空間を利用するにすぎないので、環境負荷は極めて少ない。流域委員会の基本理念には賛同している。環境に優しいグライダーを楽しむ人たちの道を閉ざすことのないよう、利用実態を考慮し、高水敷利用の記述を見直してほしい。



説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

説明資料一覧

第17回猪名川部会 配布資料

資料リスト		資料請求 No
議事次第		i17-A
資料1-1	委員会および各部会、WGの状況(中間とりまとめ以降)	i17-B
資料1-2	委員会ワーキンググループ(WG)について	i17-C
資料2-1	提言(案)とりまとめの経緯と今後の進め方(予定)	i17-D
資料2-2	淀川水系流域委員会 提言(案)(修正案021129版)	i17-E
資料2-2補足	提言案021113版から021129版への主な修正点について	i17-F
資料2-3	最終提言(素案021113版)に関する委員からの意見(11/21受取まで)	i17-G
資料2-4	提言(案)(修正案021129版)への委員からの意見(少数意見:12/10受取まで)	i17-H
資料3	今後の進め方および会議開催日程について	i17-I
資料4	淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿):河川管理者からの提供資料	i17-J
資料5	平成14年猪名川の濁水状況について:河川管理者からの提供資料	i17-K
参考資料1	委員および一般からのご意見	i17-L

第20回淀川部会 配布資料

資料リスト		資料請求 No
議事次第		Y20-A
資料1-1	委員会および各部会、WGの状況(中間とりまとめ以降)	Y20-B
資料1-2	委員会ワーキンググループ(WG)について	Y20-C
資料2-1	提言(案)とりまとめの経緯と今後の進め方(予定)	Y20-D
資料2-2	淀川水系流域委員会 提言(案)(修正案021129版)	Y20-E
資料2-2補足	提言案021113版から021129版への主な修正点について	Y20-F
資料2-3	提言(素案021113版)に関する委員からの意見(11/21受取まで)	Y20-G
資料2-4	提言案(修正案021129版)への委員からの意見(少数意見:12/10受取まで)	Y20-H
資料3	今後の進め方および会議開催日程について	Y20-I
資料4	精華町長からのご意見	Y20-J
資料5	淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿):河川管理者からの提供資料	Y20-K
資料6	「河川事業の計画段階における環境影響の分析方法に関する考え方」の提言について:川上委員からの提供資料	Y20-L
参考資料1	委員および一般からのご意見	Y20-M

第20回琵琶湖部会 配布資料

資料リスト		資料請求 No
議事次第		B20-A
資料1-1	委員会および各部会、WGの状況(中間とりまとめ以降)	B20-B
資料1-2	委員会ワーキンググループ(WG)について	B20-C
資料2-1	提言(案)とりまとめの経緯と今後の進め方(予定)	B20-D
資料2-2	淀川水系流域委員会 提言(案)(修正案021129版)	B20-E
資料2-2補足	提言案021113版から021129版への主な修正点について	B20-F
資料2-3	提言(素案021113版)に関する委員からの意見(11/21受取まで)	B20-G
資料2-4	提言案(修正案021129版)への委員からの意見(少数意見:12/10受取まで)	B20-H
資料番号なし	4-6 ダムのあり方 修正案(今本委員私案):今本委員からの提供資料	B20-I
資料3	部会におけるこれまでの意見聴取・反映に関する取り組みについて	B20-J
資料3補足	流域委員会における意見聴取・反映に関する総括	B20-K
資料4	今後の進め方および会議開催日程について	B20-L
資料5	淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿):河川管理者からの提供資料	B20-M
参考資料1	委員および一般からのご意見	B20-N

注1:紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.24の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください。
注2:「 」のついた資料は原本はカラーとなっておりますが一般傍聴者には白黒コピーを配付した資料です。ホームページでは、カラーで閲覧頂けます。

淀川水系流域委員会 提言(案) (修正案021129版)より

3部会ともに、最終提言作業部会リーダーの今本委員より、「新たな河川整備をめざして 淀川水系流域委員会 提言(案) (修正案021129版)」を用いて、提言(案)の内容について説明が行われ、意見交換が行われました。

以下、提言(案)より各部会で議論となった部分を抜粋して掲載いたします。

紙面の都合上、提言(案)の一部のみの抜粋とさせていただきます。提言(案)の全文はホームページ(P24参照)にてご覧いただけます。

目次構成

新たな河川整備をめざして - 淀川水系流域委員会 提言(案) - (修正案021129版)

提言作成にあたって

緒言：川づくりの理念の変革 - 淀川水系が持つ多様な価値の復活に向けて -

1 淀川流域の特性

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 - 1 流域の概要 | 1 - 3 淀川流域の特性 |
| 1 - 2 琵琶湖流域の特性 | 1 - 4 猪名川流域の特性 |

2 河川整備の現状と課題

- | | |
|------------------|------------------|
| 2 - 1 河川環境の現状と課題 | 2 - 3 利水の現状と課題 |
| 2 - 2 治水の現状と課題 | 2 - 4 河川利用の現状と課題 |

3 新たな河川整備の理念

- | | |
|--------------------|------------------|
| 3 - 1 河川整備に関する基本認識 | 3 - 4 新たな利水の理念 |
| 3 - 2 新たな河川環境の理念 | 3 - 5 新たな河川利用の理念 |
| 3 - 3 新たな治水の理念 | |

4 新たな河川整備計画のあり方

- | | |
|----------------------|--------------------------------------|
| 4 - 1 河川整備計画に関する基本事項 | 4 - 6 ダムのあり方 |
| 4 - 2 河川環境計画のあり方 | 4 - 7 住民参加のあり方 |
| 4 - 3 治水計画のあり方 | 4 - 8 淀川河川整備計画策定・推進にあたって河川管理者が行うべき施策 |
| 4 - 4 利水計画のあり方 | |
| 4 - 5 河川利用計画のあり方 | |

2 - 1 河川環境の現状と課題 (抜粋)

治水および利水・利用を主目的とした堤防、ダム、堰などによる河川整備は、治水・利水安全度を向上させて、今日の社会・経済活動に貢献している。しかし、こうした河川整備は環境面において河川・湖沼およびその流域へ過度の負荷を与え、多くの問題を引き起こしている。すなわち、河道の掘削や直線化、コンクリートで固められた護岸、湖沼や湿地の干拓や埋立、ダムや堰による治水、利水面からの流量や水位の調節、ダムによる流砂の遮断など、さまざまな人為的行為により琵琶湖・淀川水系の生き物にとっての生育・生息環境は著しく悪化している。

生き物にとって大切なならかな水辺、瀬や淵、変化にとんだ河原、ヨシ原は減少し、水域の連続性が遮断されている。在来魚の生息地である浅い水域の喪失はオオクチバス(俗称ブラックバス)、ブルーギルなどの外来魚の繁殖適水域を格段に増大させる要因にもなっている。また、生物の生存にとって重要であり、川や河原の生物の生活に欠かせない自然の水位変化が失われている。堰やダムが魚の遡上を阻み、生物の縦断方向の連続性を減少させている。ダムによる流砂の遮断や砂利採取は、河床低下や流路の固定化、植生の侵入を招き、河川の生態機能を著しく低下させている。また、低水路河道の掘削により出水時に高水敷に冠水する頻度は減少し、高水敷の陸域化が起こっている。

流域における人間活動、とくに大量生産・大量消費の生産・生活様式や開発行為は、健全な水循環を阻害するなど直接・間接に自然環境に大きな負荷を与え、水質をはじめ水域の水環境を悪化させ、人を含めた生態系にとって懸念される課題を引き起こしている。最近、農業や工業用化学物質、家庭で使用される薬品などに含まれる微量有害化学物質、とくに環境ホルモン物質による環境汚染も懸念されている。

⋮
(後略)
⋮

2 - 3 利水の現状と課題 (全文)

乾田でのイネの栽培が始まった弥生時代から河川水の積極的な利用が始められ、われわれは必要とする水の大部分を河川から取水してきた。とくに20世紀後半からわが国の産業・経済は飛躍的に発展し、それに伴って河川からの取水量も激増した。

淀川水系は他の水系に比べて利水安全度は高いほうであるが、1918年から2001年までの84年間に8回の渇水が発生している。しかも、最近の1978年から2001年までの24年間では6回もの渇水が発生するなど、渇水頻発化の傾向が見られる。

現在の水資源開発基本計画では、利水者および自治体等による水需要予測を積み上げ、不足量をダムや堰等の水資源開発施設の建設により確保するという方式がとられているが、需要予測が利用実績に比べて過大に見積もられる傾向があった。また、水資源開発のために整備されたダム・

堰によって自然の水位変動が失われ、生態系に無視できない影響を与えている。

水資源開発の進展により、渇水の頻度は減少するとともに、給水制限なども少なくなったが、清浄な水を豊富に使える便利な生活が当然となり、大切に水を使う節水意識は遠のき、人々の水や川に対する畏敬や愛着が薄れてしまった。

一方、地球規模での気候変動に伴う降雨変動やダム堆砂などによる流域全体の水供給能力の減少が懸念されるほか、農産物の輸入は海外の水資源消費につながるなど国際レベルでの水収支等の課題も指摘されている。

なお、流域ごとの利水の現状と課題を示すと、次の通りである。

< 琵琶湖流域 >

琵琶湖を水源とする逆水灌漑システムが多数利用されている。農業用水の優先取水などにより、平常時に流水が少なくなる川や、瀬切れなど水の無くなる区間すら現れた。

水質面では、集水域の都市化・工業化に伴う汚濁負荷の増大や、圃場整備など農業水利システムの変化に伴う農業排水・濁水の影響も問題になっており、社会全体の水利用量の削減を含め、水利用のあり方を社会全体で再構築しなければ、琵琶湖の水質が改善されないことも、また明らかになってきている。

また、下流府県の水需要の増大に対処するために、水資源開発を主目的とした琵琶湖総合開発事業が進んで新たな水利権を生んだが、その根拠となった水需要予測にはさまざまな問題があり、治水上の要求にもとづく夏期の水位制限が秋・冬期の水位低下の頻発を招いている。

琵琶湖周辺の大規模な開発による丘陵地の樹林の消失、田園部の都市化などにより水源涵養機能は劣化しつつあり、水の供給能力の不安定化が懸念されている。

< 淀川流域 >

木津川では、都市化の進展、ダム群の建設、農業・畜産排水などによる水質汚濁が問題となっており、産業廃棄物処分場による水質や底質の汚染の危険性がある。また、河床低下による取水障害が見られる。桂川では、開発地からの雨水排水、農業排水、下水処理水による水質汚濁の問題が顕著となっている。

淀川本川では、下水処理水の排水口と上水の取水口が隣接しており、下水処理した水を再び取水し、高度処理して上水道に用いるなどの反復利用が行われている。また、本川に流れ込む中小河川の汚濁による水質低下が問題となっている。寝屋川、神崎川などの派川では、河川の浄化用水として淀川からの供給要望が強い。

< 猪名川流域 >

猪名川流域の大半の住民は渇水被害の経験が少なく、市民の危機意識は希薄になりがちである。下流部では上水に淀川の水を用いており、流域住民の大半が猪名川の水に依存していない。

4 - 5 河川利用計画のあり方（抜粋）

（１）基本的な考え方

河川利用にあたっては、「河川生態系と共生する利用」という理念を実現するため、推進すべき利用と抑制すべき利用を峻別する。さらに、「川でなければできない・川に活かされた利用」という観点から、堤内地などで代替できる機能は長期的には堤内に移行することを目標とし、また、河川環境・生態系に負の影響を与える利用は制限する。このため、適切な利用に向けた規制等の仕組みづくりを行う。

今後の利用については、川でなければできない利用（漁業や遊漁、水・水辺の植物とのふれあい、河原などを利用した遊び、水を利用した遊び、水泳、カヌーなど）は、川本来の機能を損なわない限りにおいて、行うべきである。

また、舟運や漁業などの河川を利用する産業については、湖や川にまつわる文化・伝統として河川整備への位置づけを行い、復元・継続などについて検討すべきである。

適切な利用に向けた規制等の仕組みづくりについては、まず、河川等の利用者および河川管理者が、河川・湖岸・水辺の現状やその保全についての情報を共有することが必要である。さらに、その共有した情報をもとに、利用者・利用者同士・管理者が、お互いに意思の疎通を図ったうえで、相互に調整を行い、独占的・排他的利用の制限など、適切な河川利用についての仕組みづくりを行う必要がある。

河川利用にあたっては、地域的特性の配慮が必要である。

琵琶湖は、流域全体に水を供給している重要な水資源であり、その長い歴史の中で固有の生態系を育ててきた貴重な古代湖であることを忘れてはいけない。そのため、利用にあたっては、とくに環境への十分な配慮が必要である。

また、例えば猪名川の下流部のように、すでに人間による改変が相当程度行われている「里川」的な河川については一定の管理が必要である。河川環境は自然の回復力によって復元していくことが望ましいが、場所によっては人間が少しだけ手を添えて、自然の営力の回復を手助けするような措置を講じることも考える。

⋮
(中略)
⋮

（６）産業的な利用

１）舟運

舟運については、文化・歴史面、観光振興、災害時の輸送手段の確保といったさまざまな観点と、河川固有の生態系・自然環境保全を考慮して、沿川住民・自治体等の要望等を踏まえて検討を行う。

２）漁業

漁業を営み、遊漁ができるということは、生態系および水温・水質・湖棚・河床などの河川環境が健全な状態にあってはじめて可能になるということを認識することが重要である。魚が減れば、稚魚等を放流して漁業を成立させるといった考え方を改め、漁業が継続的に成立つような河

境をつくらなければならない。

漁業や遊漁は固有の生態系に十分配慮して行うべきであり、当該河川に固有の在来の魚介類が、生れ、育ち、豊富に生息する河川環境をつくり、次の世代に残していくことが望まれる。

外来種対策として、外来種が生息しにくい河川づくりを進めるとともに、放流については規制が必要である。

3) 砂利採取

砂利採取については、慎重な取扱いが必要であり、砂利採取は次の場合に限定して認めるようにすべきである。すなわち、河川環境が改善されるあるいは悪化が起こらないと予想される場合、工事等によって必要と認められる場合、河川への流入量と採取量のバランスが維持される場合および他に手段がなくやむをえないと判断される場合などである。

⋮
(後略)
⋮

4-7 住民参加のあり方(抜粋)

⋮
(前略)
⋮

(2) 住民との連携・協働

1) 住民団体・地域組織等との連携

新たな河川整備を行うためには、独自の情報網を持つ住民活動団体や、地域の事情に明るく生活者の立場に立った地域組織、さらには組織されていない住民等との連携が不可欠である。これにより、統計や図面等机上の議論を基に計画をつくる傾向がある従来の方式から、住民と行政がともに川の中に立って現場から発想する計画のあり方へと転換することができる。

合意形成においては、居住地域や社会的な立場によって生じる利害関係の調整、河川管理以外の事業との整合性、きめ細かな住民ニーズへの対応等、さまざまな課題があるが、住民活動団体や地域組織等との対話や連携を通じて、広範な人々の意見反映と合意形成の円滑化がはかれる。さらに住民活動団体・地域組織等は、行政の縦割りをのりこえて他省庁やさまざまな機関と連携した総合的な事業を進める可能性を有している。これら住民活動団体・地域組織との連携を行うにあたって河川管理者は、住民の自主性・自立性を尊重し、対等な立場で連携を進めることが必要である。したがって連携にあたっては、河川管理者、住民の双方が、お互いの責任、役割分担、費用負担等を常に確認しておく必要がある。

⋮
(中略)
⋮

(3) 関係団体、自治体、他省庁との連携

河川管理者は、水利権者、府県、市町村、農林水産省、厚生労働省、環境省等関係省庁と進んで協議し、これら関連機関の持つ長期、中期計画を河川整備計画に適合するように調整することが必要である。特に、多くの関係機関との連携が必要となる問題については、関係行政機関等に働きかけた上で、推進における連携の具体案を計画のなかに提示すべきである。また、調整を図るなかで明らかになった問題点や課題等については、広く一般に公開して住民の判断材料として提供しなければならない。また、河川整備計画策定後も、住民との協働による河川整備・管理の原則のもとで、関係省庁、自治体と積極的な連携を図らなければならない。連携にあたっては、以下の点に十分考慮しなければならない。

- ・いわゆる縦割り行政を克服し、農業、漁業、林業、都市計画、環境保全と相互に連携した総合的な取り組みが行えるようにすること。
- ・計画策定段階から関係他省庁や府県、市町村等関係機関と連携し、計画の推進段階で円滑な連携をとれるようにすること。
- ・河川の環境整備・保全を含む事業については、関係機関においても同種の事業を実施・計画している可能性が考えられる。そのため、整備計画を策定するにあたっては、事業実施段階における関係機関との連携を想定した合理的かつ公正な計画とすること。

4-6 ダムのあり方(全文)

淀川水系では、治水・利水・発電等を目的として多くのダムが建設され、これらが生活の安全・安心の確保や産業・経済の発展に貢献してきている。しかし、ダムは、河川の水質や水温に影響を及ぼすほか、魚介類や土砂等の移動の連続性を遮断する、取水口・放流口間の河道流量を減少させる、安定的な放流操作により流水の攪乱機能を喪失するなどにより、河川の生態系と生物多様性に重大な悪影響を及ぼしている。したがって、ダムの建設については次の取扱いとする。

ダム建設は自然環境に及ぼす影響が大きいため原則として抑制するものとし、考えうるすべての実行可能な代替案の検討のもとで、ダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ、かつ住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎり実施するものとする。地球温暖化による気候変動や社会情勢の変化などの不確定要素に対しては順応的に対応する。堰についても同様の取扱いとする。

ダム建設を計画する者は計画案策定の早い段階から少なくとも次の事項について徹底した情報公開と説明責任を果たさなければならない。

- ・ダムの必要性と建設予定地点の選定理由
- ・各種代替案の有効性の比較
- ・自然環境への影響・改善策
- ・自然環境の価値を考慮した経済性
- ・住民団体・地域組織などを含む住民の判断に必要な事項

既設のダム・堰が機能を低下・喪失した場合あるいは自然環境に重大な影響を与えた場合、ダム管理者は撤去から存続にいたる幅広い検討を行い、存続させるにはダム機能の回復あるいは自然環境への影響の軽減をはかるものとする。

第17回猪名川部会 委員リスト

2002.12.12現在(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	備考(兼任)
1	池淵 周一 (部会長代理)	水資源(水文学、水資源工学)	京都大学防災研究所 教授	委員会
2	田中 哲夫	漁業関係(魚類生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然・環境科学研究所 助教授	-
3	畑 武志	農業関係	神戸大学農学部 教授	-
4	服部 保	植物(植物生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然・環境科学研究所 所長、教授	-
5	東山 充	地域の特性に詳しい委員	特になし	-
6	畚野 剛	地域の特性に詳しい委員	川西自然教室 代表	-
7	細川 ゆづ子	地域の特性に詳しい委員 (住民運動)	猪名川の自然と文化を守る会	-
8	本多 孝	地域の特性に詳しい委員 (環境教育、人と自然のかかわり)	みのお山自然の会 会長	-
9	松本 馨	地域の特性に詳しい委員 (地域自然保護活動、淡水生物調査、 環境(自然保護)教育)	池田・人と自然の会 代表	-
10	森下 郁子	動物	淡水生物研究所 所長	-
11	矢野 洋	水質	神戸市水道局水質試験所 所長	-
12	米山 俊直 (部会長)	水文化	京都大学 名誉教授 大手前大学 学長	委員会

部会長からの依頼により出席されている猪名川部会以外の委員

	氏名	対象分野	所属等	備考(所属会議)
-	今本 博健	洪水防衛(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授	委員会・淀川部会

注：対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

第20回淀川部会 委員リスト

2002.12.13現在(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	備考(兼任)
1	有馬 忠雄	植物	大阪府 自然環境保全指導員	-
2	今本 博健	洪水防衛(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授	委員会
3	大手 桂二	砂防	京都府立大学 名誉教授	-
4	荻野 芳彦	農業関係(農業水利)	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 教授	-
5	川上 聡	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーク・ 市民活動)	川の会・名張 事務局、近畿水の塾幹事	委員会
6	紀平 肇	動物	清風学園 講師	-
7	小竹 武	地域の特性に詳しい委員	大阪市立十三中学校 校医、 小竹医院 院長、 淀川ネイチャークラブ 会長	-
8	田中 真澄	地域の特性に詳しい委員 (自然哲学)	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 市民投票の会 共同代表	-
9	谷田 一三	動物 (河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	委員会
10	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員 (幅広い分野の人のネット とコーディネイト)	川とまちのフォーラム・京都 世話役	委員会

	氏名	対象分野	所属等	備考(兼任)
11	寺田 武彦 (部会長)	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長	委員会
12	長田 芳和	動物	大阪教育大学教育学部 教授	-
13	原田 泰志	漁業関係	三重大学生物資源学部 助教授	-
14	横村 久子	地域・まちづくり (地域計画・景観文化論)	京都女子大学現代社会学部 教授 (社)なら女性フォーラム 副理事長	-
15	榎屋 正 (部会長代理)	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	委員会
16	山岸 哲	動物	財団法人 山階鳥類研究所 所長	-
17	山本 範子	地域の特性に詳しい委員	流域住民	-
18	和田 英太郎	水質(同位体生態学)	総合地球環境学研究所 教授	-
19	渡辺 賢二	水環境	上桂川漁業協同組合 元事務局長	-

部会長からの依頼により出席されている淀川部会以外の委員

	氏名	対象分野	所属等	備考(所属会議)
-	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授	委員会・琵琶湖部会

注：対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

第20回琵琶湖部会 委員リスト

2002.12.14現在(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	備考(兼任)
1	井上 良夫	地域の特性に詳しい委員(水辺の遊び)	B S C ウォータースポーツセンター 校長	-
2	江頭 進治 (部会長代理)	河道変動	立命館大学理工学部 教授	委員会
3	嘉田 由紀子	地域・まちづくり(環境社会学、 文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	委員会
4	川那部 浩哉 (部会長)	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	委員会
5	川端 善一郎	生態系	京都大学生態学研究センター 教授	-
6	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授	委員会
7	小林 圭介	植物(植物社会学)	滋賀県立大学 名誉教授、 永源寺町教育委員会 教育長	-
8	宗宮 功	水質(水質工学)	京都大学 名誉教授、 龍谷大学 教授	委員会
9	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員 (自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	委員会
10	中村 正久	水環境(環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長	委員会
11	西野 麻知子	動物(陸水動物学)	滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員	-
12	仁連 孝昭	経済	滋賀県立大学環境科学部 教授	-
13	藤井 絢子	地域の特性に詳しい委員	滋賀県環境生活協同組合 理事長	-
14	松岡 正富	地域の特性に詳しい委員	滋賀県漁業青年部 理事、 朝日漁業協同組合 代表監事	-
15	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	委員会
16	三田村 緒佐武	環境教育(水環境教育、 生物地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	委員会
17	村上 悟	地域の特性に詳しい委員 (鳥類生態、ラムサール条約)	琵琶湖ラムサール研究会 代表	-

部会長からの依頼により出席されている琵琶湖部会以外の委員

	氏名	対象分野	所属等	備考(所属会議)
-	今本 博健	洪水防衛(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授	委員会・淀川部会

注：対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

これまで開催された委員会および部会等について

第17回猪名川部会(平成14年12月12日)までに、以下の会議が開催されています。

委員会		琵琶湖部会		淀川部会		猪名川部会	
第1回	H13/2/1(木)	第1回	H13/5/11(金)	第1回	H13/5/9(水)	第1回	H13/5/23(水)
第2回	H13/4/12(木)	第2回	H13/6/8(金) (現地視察)	第2回	H13/6/2(土) (現地視察)	第2回	H13/6/7(木) (現地視察)
第3回	H13/6/18(月)	第3回	H13/6/25(月) (現地視察)	第3回	H13/7/6(金)	第3回	H13/6/21(木) (現地視察)
第4回	H13/7/24(火)	第4回	H13/8/22(水)	第4回	H13/8/9(木) (現地視察)	第4回	H13/8/7(火)
第5回	H13/9/21(金)	第5回	H13/10/12(金)	第5回	H13/8/11(土) (現地視察)	第5回	H13/10/9(火)
第6回	H13/11/29(木)	第6回	H13/11/1(木)	第6回	H13/8/19(日) (現地視察)	第6回	H13/12/18(火)
第7回	H14/2/1(金)	第7回	H13/11/20(火) (現地視察)	第7回	H13/9/10(月)	第7回	H14/1/18(金)
第8回	H14/2/21(木)	第8回	H13/12/21(金) 「意見聴取の試行的な会」	第8回	H13/10/31(水)	第8回	H14/1/27(日) (意見聴取の会含む)
第9回	H14/3/30(土) (意見聴取の会含む)	第9回	H14/1/24(木)	第9回	H13/11/26(月)	第9回	H14/2/15(金)
第10回	H14/4/26(金)	第10回	H14/2/19(火) (意見聴取の会含む)	第10回	H13/12/17(月)	第10回	H14/3/4(月)
第11回	H14/5/15(水)	第11回	H14/3/13(水)	第11回	H14/1/26(土) (意見聴取の会含む)	第11回	H14/6/11(火)
第12回	H14/6/6(木)	第12回	H14/4/7(日)	第12回	H14/2/5(火)	第12回	H14/7/11(木)
第13回	H14/7/30(火)	第13回	H14/5/12(日)	第13回	H14/3/14(木)	第13回	H14/8/20(火)
第14回	H14/9/12(木)	第14回	H14/6/4(火) (現地視察)	第14回	H14/4/5(金)	第14回	H14/10/1(火)
第15回	H14/12/5(木)	第15回	H14/6/17(月)	第15回	H14/5/27(月)	第15回	H14/10/17(木)
		第16回	H14/7/4(木)	第16回	H14/6/24(月)	第16回	H14/11/8(金)
		第17回	H14/8/8(木)	第17回	H14/7/31(水)		
		第18回	H14/10/3(木)	第18回	H14/9/24(火)		
		第19回	H14/11/9(土)	第19回	H14/10/29(火)		

その他	設立会	H13/2/1(木)	第1回 合同勉強会	H14/4/11(木)
	発足会	H13/2/1(木)	シンポジウム	H14/6/23(日)
	第1回 合同懇談会	H13/2/1(木)	拡大委員会	H14/11/13(水)

当日資料の閲覧・入手方法

以下の方法で資料の全文を閲覧、または入手することができます。

ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページ

会議で使用した資料は、ホームページで公開しております。アドレスは以下の通りです。

<http://www.yodoriver.org>



郵送

郵送による資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)

ご希望の方は、別紙の「FAX送信票」にご記入のうえ、FAXまたは郵送で庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

別紙

淀川水系流域委員会
ご意見用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 井上、森永、北林)

1. 淀川水系流域委員会へのご意見をご記入ください。

寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

2. 下記にご記入下さい。

ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表および希望された方への案内状等の送付のみに使用させていただきます。

団体・会社名()

ご住所(〒)

TEL()

E-mail()

お名前()

3. 淀川流域委員会では、一般の方を対象としたイベントを度々行っております。

案内状等の送付を希望されますか？

1. 希望する 2. 希望しない

別紙

淀川水系流域委員会傍聴申込
および資料請求用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 井上、森永、北林)

1. 委員会または部会への傍聴を希望される方は、下記に希望する会議の名称と開催日をご記入下さい。
会議開催の4日前までに傍聴を受け付けた場合は「受付のお知らせ」ハガキをお送りします。
会議のお知らせは、「会議開催のお知らせ」のチラシ、ホームページ等を参照下さい。

開催日 例) 月 日	会議名 例) 第 回淀川部会		

2. 委員会、部会等で提出された資料の郵送を希望される方は、各会議の説明資料一覧をニュースレター、ホームページ等で参照いただき、下記に送付を希望する資料の提出された会議名称、資料請求 Noと資料名、必要な部数をご記入下さい。

会議名称 例) 第6回淀川部会	資料請求 No 例) Y05-E	資料名 例) 資料3-2 現状説明資料(淀川水系の京都府下7河川の漁業について)	部数 例) 1

3. 下記にご記入下さい。必ず ~ 全てにご記入下さい。ご記入いただいた個人情報については、希望された方への案内状等の送付のみに使用させていただきます。

団体・会社名()

ご住所(〒)

TEL()

E-mail()

お名前(複数名での傍聴を申し込まれる場合には、全ての方のお名前をお書き下さい。)

4. 淀川流域委員会では、一般の方を対象としたイベントを度々行っております。

案内状等の送付を希望されますか？

1. 希望する 2. 希望しない

淀川水系流域委員会 合併号

2003年2月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....
研究員：新田、柴崎、桐畑

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL:(06)6341-5983 FAX:(06)6341-5984

E mail:k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局 / 淀川工事事務所 / 琵琶湖工事事務所 / 大戸川ダム工事事務所 / 淀川ダム統合管理事務所 / 猪名川工事事務所 / 猪名川総合開発工事事務所 / 木津川上流工事事務所 / 水資源開発公団 関西支社 / 滋賀県 土木交通部河港課 / 京都府 土木建築部河川課 / 大阪府 土木部河川室 / 兵庫県 土木部河川課 / 奈良県 土木部河川課 / 三重県 伊賀県民局 等

* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。